

入院時食事療養に係るお知らせ

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており管理栄養士によって管理された食事（治療に基づき医師を含む多職種による栄養管理）を適時（夕食は 18 時以降）、適温（温冷配膳車による）で提供しています。

入院時の食事 自己負担金

すべての患者さんに関係します

入院時の食事代			
一般・老人保健医療受給者		1 食当たり 490円→510 円	
低所得者（Ⅱ）住民税非課税世帯等 ※1	過去 12 か月の入院日数が 90 日以下の入院	1 食当たり 230円→240 円	※1 に該当している方は、市町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示してください。
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院	1 食当たり 180円→190 円	
低所得者（Ⅰ）住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人 ※1		1 食当たり 110円→変更なし	
自費の人 ※2		1 食当たり 670円→690 円	※2 に該当している方は厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は 1 食につき 76 円負担額が増えます。また入院する病棟によっては 1 日につき 50 円の負担額が増えます。

特別メニューの負担金（上記食事負担金の他にBメニューは1食当たり110円）

当院の食事の常食・産婦食Ⅰ・産後食Ⅰ・かすみ食・貧血食（但し、禁止事項のないことが原則で、食事内容に変更が生じた場合は、提供できなくなることもあります。）

を召し上がっている方を対象に特別メニューを実施しています。毎週水・木・金曜日（ゴールデンウィーク・年末年始・月曜日が休日等の場合は除く）の昼食を

Aメニュー・Bメニューの 2 つの献立より希望する（原則火曜日の昼食配膳時に翌週の特別メニュー選択用紙を配布）献立を召し上がっていただいております。

基本献立Aメニューではなく、特別メニューのBメニューを選択した場合、1 食当たり 110 円の負担額が発生します。

※外泊・外出（病院食を召し上がらない場合）においては、前日までに入院病棟へ外泊・外出許可願をお出しください。

当日の場合、食事の締め切り時間を過ぎますとお食事代をいただく場合もありますのでご注意ください。

独立行政法人 国立病院機構霞ヶ浦医療センター 院長